

令和８年度北海道における地理情報システム活用等による地域共生型再エネゾーニングの実証及び標準化検討委託業務
質問回答

NO.	質問	回答
1	本業務について、共同企業体（共同事業体）を結成して入札に参加することは可能でしょうか。可能な場合、構成員全員に必要なとなる全省庁統一資格の営業品目・等級、代表者の要件及び提出書類（協定書、委任状等）をご教示ください。共同事業体として入札に参加する場合に提出する共同事業体協定書、代表者選任届及び構成員から代表者への委任状について、各構成員の代表者印を省略し、法人名、代表者役職・氏名並びに本件責任者及び担当者の連絡先を記載する方法で提出することは可能でしょうか。また、押印省略の場合に別途必要となる本人確認書類又は提出方法がございましたら、併せて御教示ください。	共同企業体（共同事業体）を結成して入札に参加することは可能です。 共同事業体として参加する場合は、入札者（代表者）の全省庁統一資格審査結果通知書の写し及び共同事業実施協定書をご提出ください。協定書の様式は任意であり、押印を省略し、法人名、代表者役職・氏名及び担当者連絡先を記載する方法による提出も可能です。 代表者選任届及び委任状等の提出は必須ではありません。
2	共同事業実施協力者又は再委任先を含む体制で提案する場合、評価項目「５．組織の実績」は、提案者自身の実績のみが対象となるのでしょうか。それとも共同事業実施協力者（代表と構成員）のみ、あるいは再委託先も含めての実績も評価対象となるのでしょうか。併せて、評価項目「４．２ 従事者の実績」は、所属組織を問わず、本業務に配置する者個人の実績が評価対象となるかを ご教示ください。	評価項目「５．組織の実績」は、提案者の実績を評価対象とします。共同事業体として提案する場合は、共同事業体を構成する事業者の実績を評価対象とします。再委任先の実績については評価対象とはしません。 評価項目「４．２ 従事者の実績」は、所属組織を問わず、本業務に配置する者本人の実績を評価対象とします。
3	共同事業実施協力者と再委任先の区分及び取扱いについてご教示ください。また、提案者が実施すべき「業務の主要部分」の具体的な範囲、並びに共同事業実施協力者を置く場合の協定書の提出時期及び指定様式の有無をご教示ください。	共同事業実施協力者とは、提案段階から実施体制の一員として業務に参画するものを指します。再委任先とは、受託者が業務の一部を委託する相手方を指し、再委任を行う場合は環境省の事前承認が必要です。 また、「業務の主要部分」とは、業務全体の統括管理、環境省との連絡調整、業務方針の決定及び成果物の取りまとめ等を想定しており、受託者自らが実施してください。 また、共同事業実施協定書に指定様式はなく、契約締結日までにご提出ください。
4	仕様書３．５の実証自治体について、提案書提出時点で候補自治体名、事前の調整状況又は協力意向を記載する必要がありますでしょうか。また、候補自治体からの協力承諾書等の添付は必要でしょうか。契約後の自治体選定・連絡調整における環境省の支援範囲もご教示ください。	提案書提出時点で候補自治体を記載すること及び承諾書等を提出することは必須ではありません。 実証自治体は、契約締結後に受託者において候補自治体の抽出、打診及び調整を行い、その結果を踏まえて環境省担当官と協議の上、選定することを想定しております。 なお、環境省から候補自治体の情報提供、紹介等を行う予定はございません。
5	仕様書３．２の「北海道内の各自治体別」とは、北海道内の全市町村分のGeoPackageを作成するとの理解でよろしいでしょうか。また、ポイント・ライン・ラスターデータの自治体境界での抽出方法、指定座標参照系及び納品単位に関する条件があればご教示ください。	仕様書３．２の「北海道内の各自治体別」とは、北海道内の全市町村を対象とすることを想定しております。 また、ご質問の自治体境界での抽出方法等については、具体的な条件を想定しておりません。本業務は今後の全国展開及び標準化を見据えた提案を求めるものであり、提案内容を踏まえ、契約締結後に環境省担当官と協議の上決定いたします。
6	仕様書３．５のワークショップは、５自治体程度で各４回程度、合計20回程度の開催を想定するとの理解でよろしいでしょうか。大学教授級の専門家２名程度は全ての回への出席を想定しているか、また、専門家以外の参加者への謝金・旅費支給の想定があるかを ご教示ください。	ご理解のとおり、５自治体程度を対象に各自治体４回程度、合計20回程度のワークショップ開催を想定しております。 大学教授級の専門家２名程度については、全ての回への出席を必須とするものではありません。また、専門家以外の参加者への謝金・旅費支給は想定しておりません。
7	仕様書３．４のAI活用ツールについて、外部の生成AIサービス又はクラウドAPIを利用することは可能でしょうか。可能な場合、利用アカウント・実行環境・API利用料の負担範囲、納品後の継続利用条件、オープンソース及び第三者ライブラリの利用・権利処理に関する条件をご教示ください。	外部の生成AIサービス又はクラウドAPIを利用することは可能です。 本業務で整備するAI活用ツールにつきましては、既存の生成AIエージェント等で利用可能なスキルとして整備し、Markdown形式で納品することを想定しております。 業務実施に必要なアカウント・実行環境・API利用料その他の経費については、受託者において見積もってください。なお、自治体が利用する段階において費用負担を前提するものではありません。 オープンソースソフトウェア及び第三者ライブラリの利用は可能ですが、必要な権利処理は受託者の責任において実施してください。
8	GISレイヤー整備に必要な北海道又は関係機関保有データ（希少種情報等の非公開・要配慮情報を含む。）について、環境省から貸与される予定のデータ及び受託者が自ら取得すべきデータの範囲をご教示ください。	仕様書に例示している公的データについては、受託者において収集・整理していただくことを想定しているため、環境省から貸与を予定しているデータはありませんが、業務上必要なデータがある場合は、契約締結後に個別に協議することとします。
9	３．２ 北海道内の自治体別のGeoPackageの作成、３．３ 標準化QGISテンプレート案の作成 について ・作成したGeoPackageやQGISテンプレートは、最終的にはどのように各自治体へ配布することを想定されているのでしょうか。	作成したGeoPackage及びQGISテンプレート案は、成果物として環境省へ納品することを想定しております。 なお、本業務では、北海道版QGIS環境を構築し、各自治体がローカル環境で導入、編集及び更新できる形で整理することを想定しており、各自治体への具体的な提供方法については、契約締結後に環境省担当官と協議の上決定します。
10	３．４ 参加型GIS手法におけるAIの活用可能性の検討・活用ツールの整備について ・AI活用に伴いランニングコストが生じる場合、負担の帰属（ツールを活用する自治体負担、受託者負担等）について、現時点でのご想定がございましたらご教授ください。 ・ChatGPT等の既存サービス活用を提案する場合、アカウント登録の帰属（ツールを活用する自治体が登録、受託者が登録等）について、現時点でのご想定がございましたらご教授ください。	本業務で整備するAI活用ツールについては、既存の生成AIエージェント等で利用可能なスキルとして整備し、Markdown形式で納品することを想定しております。 また、本業務では、継続的なAPI利用料等のランニングコストが発生しない形での活用を想定しております。 なお、ChatGPT等の既存サービスを利用する場合のアカウント登録及び管理については、当該サービスを利用する各自治体が行うことを想定しております。
11	【対象箇所】 仕様書３．５「参加型GIS手法を活用した地域協議手法の実証」 【質問内容】 実証対象となる北海道内の５自治体程度の選定プロセス及び業務範囲について、ご教示ください。 １．契約後の実証自治体選定プロセスについて 仕様書３．５に「選定に当たっては、環境省担当官と協議の上選定すること」とありますが、契約後の自治体選定にあたり、環境省（または過年度の関連事業等）から候補となり得る自治体の情報提供や紹介等を踏まえて協議を進める想定でしょうか。あるいは、受託者がゼロベースで候補自治体を抽出し、打診・調整を行う想定でしょうか。	実証自治体については、受託者において候補自治体の抽出、打診及び調整を行い、その結果を踏まえて環境省担当官と協議の上、選定することを想定しております。